

山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職の職員（以下「職員」という。）の議員報酬及び報酬に関する事項を定めるものとする。

(議員報酬及び報酬)

第 2 条 職員に対して支給する議員報酬及び報酬の額は、別表のとおりとする。

(支給方法等)

第 3 条 日額の報酬は、その支給の事由が生じた都度これを支給する。

2 議員報酬及び年額の報酬の計算期間は、4 月から翌年 3 月までとし、その計算期間に係る議員報酬及び報酬の額を 3 月に支給する。

第 4 条 新たに議員報酬又は年額の報酬を受ける職員となった者には、その月から議員報酬又は報酬を支給し、職の変更により、その受ける議員報酬又は報酬額に異動を生じた者には、その月から新たに定められた議員報酬又は報酬を支給する。

2 議員報酬又は年額の報酬を受ける職員が退職し、又は死亡したときは、その月までの議員報酬又は報酬を支給する。

3 前項の規定による議員報酬又は報酬は、前条第 2 項の規定にかかわらず、事由が発生した翌月までに支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 12 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 3 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

| | 職 名 | 金 額 | |
|------|------------------|------------|------------|
| 議員報酬 | 議長 | 年額 40,000円 | |
| | 副議長 | 年額 35,000円 | |
| | 議員 | 年額 30,000円 | |
| 報酬 | 広域連合長 | 年額 40,000円 | |
| | 副広域連合長 | 年額 35,000円 | |
| | 監査委員 | 識見を有する者 | 年額 42,000円 |
| | | 議会議員である者 | 年額 30,000円 |
| | 選挙管理委員 | 日額 6,000円 | |
| | 情報公開・個人情報保護審査会委員 | 日額 6,000円 | |
| | 個人情報保護制度運営審議会委員 | 日額 6,000円 | |
| | 行政不服審査会委員 | 日額 6,000円 | |